第12回 農業資材審議会農薬分科会

第12回 農業資材審議会農薬分科会

日時:平成22年1月22日(金)

会場:三番町共用会議所1階第3・4会議室

時間:10:00~12:15

議事次第

1. 開 会

挨拶

- 2. 議 事
- (1)諮問

販売禁止農薬について (諮問)

農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法について(諮問)

- (2) 報告
 - ・農薬取締法5年後見直しについて
 - ・平成22年度農薬関係予算について
- (3) その他
- 3. 閉 会

○農薬対策室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第12回農業資材審議会 農薬分科会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、各委員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。会場が 狭くて使いづらい面があるかもしれませんけれども、年がかわりまして3月までの関係で 立て込んでいるということで御事情を参酌いただければと思います。

本日の事務局を務めます農薬対策室長の寺田と申します。よろしくお願いいたします。 分科会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。御協力をい ただければと思います。

本日、本審議会を公開で開催するということで傍聴の方々にも来ていただいております。 まず、冒頭に委員の皆様の御出欠の状況を報告させていただきたいと思っております。 お手元に資料2ということで、議事次第の後ろに審議会の農薬分科会委員名簿を入れさせ ていただいております。このうち、本日御欠席の方は、根岸臨時委員と牧野専門委員とい うことでございます。

本分科会は、農業資材審議会令の第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されております。本日は委員と臨時委員を合わせて21名のところ20名の出席をいただいておるということでございまして、本分科会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は専門委員の方々にも御出席をいただいておるということでございます。 それでは、冒頭に平尾消費・安全局長から挨拶をさせていただきます。

○消費・安全局長 本日は、委員の皆さん、本当にお忙しいところ本日の分科会にお集まりいただいてありがとうございました。また、日ごろ農薬行政の適正な運営に多大なる御指導、御支援を賜りましていることを、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

本日は、後ほど担当の方から御説明させていただきますけれども、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が昨年改正されたことに伴う農薬の販売等の規制についての 御審議をいただくことが1つでございます。

それからもう一つは、WHOにおけますダイオキシン類の毒性等価係数の見直しが行われております。それに伴いまして、ダイオキシン類の検査方法についての御審議を賜るということでございます。非常に重要な課題でございますので、委員の皆様にはよろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

この場をおかりして若干御挨拶方々、最近の情勢、あるいは私どもの今取り組んでいる 課題について御説明をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、私どもは国民の豊かな食生活の維持と、安心な食生活の維持ということに最大の課題を置いて仕事をさせていただいているわけでございます。食品の安全確保あるいは安定供給というテーマにつきましては、近年、いろいろな課題が新たに出てきているわけでございます。安定供給についても、近年、国際的に需給問題が顕在化するということも出てきております。また、食品の安全という面でもいろいろな事件があったり、あるいは環境の問題があったりということでございます。

そういうことを私どもはいろいろな観点からきちんと対応していかなければなりませんが、農薬はそういう中で、食品の安全確保あるいは安定供給という課題にいかに適切に対応するかという上で、極めて重要なものでございます。そういう意味から、登録、あるいは販売、使用、あるいは調査、分析ということをいかに的確にやるかということが、その課題にしっかり対応できるかということと直接結びつくものだというふうに思っております。

また、本日、御議論いただくストックホルム条約との関連もありますけれども、そういう中で農薬は意図的に環境中へ放出され、いろいろな病害虫の制御をして、農産物を安定供給をするという性格を持っております。そういう意味では、その安全性についてもしっかり我々は管理していかなければならないと思っております。

そういう意味では、常に最新の科学的な知見あるいは国際的な動向等々をしっかり認識 して、漏れのないような管理をしていくということが課題だと思っておるわけでございま す。

また、農薬の登録制度等については国際的にもいろいろな御議論がされております。そういう中で、我が国の登録制度についても先般からいろいろな御議論をいただき、昨年の9月には農薬登録制度の課題と今後の方向について取りまとめたところでございます。今後、農薬行政については委員の皆様方に御指導をしていただいて、しっかり道筋をとって的確な管理をやりたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

○農薬対策室長 どうもありがとうございました。

それでは次に、新たに委員になられた方の紹介をさせていただきたいと思っております。 平成21年4月よりですが、委員として小島正美さん、さらに山本廣基さん、臨時委員と いたしまして宮崎茂さんに新たに御就任いただきました。

また、山本廣基さんには互選により農薬分科会長に御就任をいただいております。

それでは、議事を始めます前に本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。分科会配付資料一覧の後ろから、資料1といたしまして議事次第、資料2といたしまして審議会の農薬分科会の委員名簿、資料3が本日の会議の配置図、資料4といたしまして農業資材審議会農薬分科会について。資料5といたしまして、本日御審議をいただく販売禁止農薬について、これは枝番がありまして、資料5-1、5-2、5-3、5-4と続いております。さらに、資料6といたしまして農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法についてということで、これも資料1、資料2、資料3という枝番と、ほかに資料の参考といたしまして、ダイオキシンの再評価に係るレポートと各省共通のパンフレットを入れさせていただいております。

さらに、そのほかに本日の審議の御参考にということで、農薬取締法の法令と施行規則をつけさせていただいた上に、本日の議事にも報告事項として書かせていただいておりますが、「農薬取締法の5年後見直しについて」というものと「平成22年度農薬関係予算について」という資料をつけさせていただいております。

資料等で足りないものがありましたら、審議の途中でも構いませんので事務局の方にお 知らせいただければ出させていただきたいと思っております。

現在、資料で欠けているものはございませんでしょうか。途中でないということがわかった段階でお知らせいただければ、差しかえさせていただきます。

なお、カメラを撮っている方がおられるかもしれませんけれども、カメラ撮りはここまでということにさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

中身の話をしていただく前に、まず農業資材審議会農薬分科会の審議事項について説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。

資料4は、「農業資材審議会農薬分科会について」でございます。

農業資材審議会には、4つの分科会が設置されております。農薬分科会、飼料分科会、 農業機械化分科会、種苗分科会という形でございまして、農薬分科会は委員7名、臨時委員14名、専門委員8名で構成されているということでございます。

その資料の中でも、後でご覧いただければと思いますが、参考として農業資材審議会令をその後ろのページからつけさせていただいております。

第5条のところに分科会の役割が書いてございます。農薬分科会は「農薬取締法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。」ということで所掌が書かれております。

その審議事項は何かということで、また表のページに戻っていただきますと、審議事項ということで、一番下のところに9つのものが書いてございます。「防除に用いる薬剤を原料又は材料として使用した資材で農薬とされるものを定める政令の制定又は改廃に関する審議」という、農薬取締法の第1条の2の第1項というところに位置づけられているものから、⑨の「農薬の使用基準の制定又は改廃に関する審議」ということで第12条の第1項に位置づけられているものの9つの項目が法定審議事項として位置づけられているところでございます。

本日は、ここに書いてございます「④販売業者に対する農薬販売の制限又は禁止に係る 省令の制定又は改廃に関する審議」というものと、「⑤農薬の検査方法の決定又は変更に 関する審議」というものの審議をいただくということになってございます。

では、これからの進行は山本分科会長の方にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山本分科会長 おはようございます。

それでは、これから私の方で進行させていただきたいと思います。

先ほど御紹介いただきましたように、昨年4月に臨時委員から委員を拝命いたしております。合わせて分科会長ということで、大変大役でございますが、皆様の協力を得まして、 スムーズに議事を進行させていただきたいと思います。

本日は、先ほど事務局の方から御紹介がございましたように、禁止農薬の追加と、それからもう1件は農薬中のダイオキシンの検査方法という2つの議題が用意されているようでございます。どうぞ時間も限られていますので、進行に御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の審議事項でございますが、農薬の販売の禁止を定める省令の改正についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○説明者(堀部) 農薬対策室の堀部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、資料5をご覧ください。

資料5、1枚目は表紙だけでございますので、直接資料5-1に参りまして販売禁止農薬に関します御審議をお願いしたいと思います。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

21消安第11441号 平成22年 1月18日

農業資材審議会

会長 土肥 一史 殿

農林水産大臣 赤松 広隆

農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について(諮問)

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第16条第1項に基づき、同法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令(平成15年農林水産省令第11号)の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

続いて、1枚おめくりいただきまして、諮問理由でございます。こちらも読み上げさせていただきます。

諮問理由

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令(平成15年農林水産省令第11号)について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)における農薬用途に関連する物質の追加等に伴う所要の改正を行うため、同法第16条第1項に基づいて農業資材審議会の意見を求めるものである。以上でございます。

それでは、詳しく諮問の内容につきまして御説明いたします。

諮問理由の後 1 枚めくっていただくと概要を御説明している紙になるんですけれども、 それと合わせて説明の途中で資料 5-2、5-3、5-4に飛びますので、合わせてご覧 をいただきながら端的に御説明申し上げまして、後ほど十分な御審議をいただければと思 っております。

今回の改正の趣旨でございますけれども、先ほど私どもの局長の御挨拶にもありましたように、昨年の5月でございますが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、先ほど略称で申しましたPOPs条約でございますが、この第4回の締約国会議がジュネーブで開催されました。この第4回締約国会議におきまして、新たに9種類の化学物質がPOPsの対象物質として指定をされております。

資料5-2をご覧ください。2枚目の裏になります。ページを打たず大変恐縮でございますが、2枚目の裏側に2として平成21年5月第4回締約国会議で指定された物質ということで、リンデンからヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルというものまで、9物質がリストアップされておろうかと思います。これらの9物質が新たにPOPs物質として条約上指定をされたものでございます。ただし、これらの物質に関しましては、指定後1年を経過した段階からPOPs条約上の規定の制限を受けるということで、今の段階ではまだ発効しておらず、今年の5月に発効する予定の物質でございます。振り返りまして、ストックホルム条約というのはどんな条約かということでございまして、5-2の頭にお戻りいただきたいと思うんですけれども、もう先生方には十分御存じのことと思いますが、改めて御説明をいたしますと、そもそもPOPsと申しますのは、先ほど来申し上げております残留性有機汚染物質の英語の頭文字をとったものでございますけれども、①から④まで、人や環境への毒性が強い、あるいは環境中で分解しがたいもの、生物濃縮性がある、大気・水及び移動性生物により地球規模で移動して環境を汚染する可能性がある、このような性質を有する物質のことを申しております。

第4回の前、第3回までの締約国会議の中で、2枚目の頭に1番として12の物質、DD TからPCDF、PCDFはダイオキシン類の一部でございますけれども、ここまでの12物質というものが指定されておりました。

条約の交渉の経緯につきましては、時系列的にずっと行われておるものでございますので、後ほどお読みをいただければと思いますけれども、基本的には、目的としては、1枚目の最後にございますが、リオ宣言の第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意をしつつ、残留性有機汚染物質の汚染から人の健康及び環境の保全を図ること、というのを目的といたしまして指定がされております。

裏に回りまして、対象の物質の検討でございます。これは物質がどのように検討をされていって、指定をされるのかという経緯でございます。

まず、各国から、この物質がPOPs物質ではないかという提案がなされます。それで、それに関しまして、例えばリスクプロファイルをつくったりとか、それから流通実態などに関する調査などさまざまな調査を経まして、これら一つ一つのドキュメントをPOPs検討委員会、POPRCというふうに称しておりますが、この検討委員会の中で専門的な知見から御検討いただきまして、最終的に締約国会議に勧告をされ、POPs物質として指定をされるという流れになっております。

例えば、具体的に、これはちょっと配付はしておりませんけれども、実はこれがPOPRC のリスク評価の評価書のコピーでございます。非常に大部なものですから、今回は配付はしておりませんけれども、このような形でストックホルム条約のホームページの中に公表されておりまして、この中で、先ほど申しました人や環境への影響ですとか、濃縮性といったようなことがすべて評価をされた上、締約国会議にかかるというプロセスを踏んでおります。

実際にPOPs物質に指定されたものに関しましては、(3)に記載をしておりますが、製造、使用が原則禁止になる。あるいは、製造、使用が制限される。これは物質によって、例えば②のところの括弧にありますけれども、DDTの場合にはマラリア対策の場合にのみ限定使用される。あるいは、もう完全に原則禁止をされるもの。これは物の性質によって振り分けられるものでございますけれども、こういう使用、製造に関する制限がかかる。あるいは、指定されている中にダイオキシン類がございますが、ダイオキシン類のように非意図的生成物質の排出を削減するという努力義務を負う。

それから、ストックパイル。ストックパイルというのはいい日本語訳がないものですから英語のまま書いておりますけれども、あえて日本語に訳すとすれば備蓄品、保管物というようになると思います、あるいは、廃棄物の適正処理。この場合にはPOPsを含むストックパイルについて、実際的な範囲での所在確認とか適正処理を進めていくというようなことが義務づけられますし、それから、その他の措置としまして、使用廃絶、排出削減、及び代替物質に関する締約国間での意見交換をきちんとやるとか、それから情報公開、教育、それからPRTRの制度の適切な運営等、さらに影響の評価ですとか、排出抑制技術等に関する調査研究やモニタリングの推進、途上国に関する技術・資金援助などが、条約の締結国には義務として課せられることになっております。

我が国は条約に関しましては、平成14年8月30日に正式に批准をしておりまして、平成21年の夏現在でございますけれども、164カ国プラスECがこの条約に加盟をしておるところでございます。

5-3のほうは、ストックホルム条約の関係する条文を列挙しておるものでございます。 全部御説明申し上げていると時間がかかりますし、今申し上げたことでざっと御説明をし ておりますので、御参考までに後ほどご覧いただければと思います。

本体資料に戻りますが、先ほど申し上げましたように、昨年新たに9種類の化学物質が 指定されたわけでございますけれども、この中で、ここの資料の下に表がついております が、クロルデコンからペンタクロロベンゼンまで。ケルセンに関しましては後ほど御説明をいたしますので、その前の5つの物質につきましては備考のところに書いてございますようにPOPs物質としてストックホルム条約上新たに指定をなされたもののうち、農薬の用途あるいは農薬製造時の副生成物になり得るものを5つピックアップをしたものでございます。あとの4つに関しましては農薬用途に全く関連がございませんでしたので、ここの対象物質から外させていただいたということでございます。

もう既に、農薬取締法上、御存じのとおり、農薬の登録を受けていないものは国内でつくることもできませんし、売ることもできません。それから、使うことも当然できませんし、輸入もできませんので、農薬取締法上は登録を受けていないという段階で既にこれらの物質が、例えば環境中に放出されることのないように、基本的には担保されているわけでございますけれども、実はストックホルム条約の国内担保法は基本的には化審法でカバーをしているんですけれど、その中で農薬部分につきましては、農薬取締法が国内担保措置義務を負うということになっておりますので、念には念を入れてということで、農薬の販売禁止を定める省令の中に、物質としてPOPs物質に指定されたものはこれまでも追加をするという措置をとっておりまして、今回も新たな物質について追加をするということを御検討いただきたいということでございます。

もう一つ、今、ケルセンについては後ほどと申し上げたのですけれども、こちらは先ほど申し上げた化審法の中で、実はちょっと前になりますので今ごろかという御批判はあろうかと思うのですが、平成17年に第一種の特定化学物質に指定されたもので、ケルセンの化学的性質を見ますと、やはり難分解性ですとか、高濃縮性という、今のストックホルム条約上の指定された物質ではございませんが、同じような性質を持つということが分かっておりますので、これについてもやはり国内での人や環境への保護の観点から、影響を阻止する観点から入念的に販売禁止省令の方に追加をさせていただきたいと考えておるところでございます。

具体的にその追加する6物質についてもう一度おさらい的に御説明いたします。

一つ目はクロルデコン。これは、過去に農薬の用途があったもの。ただし、我が国での 登録の実績はなく、海外で使われていたものでございます。これについては、今回、新た に禁止をする。

それから、 α 、 β の1, 2, 3, 4, 5, 6 -ヘキサクロロシクロヘキサン。これは、 その下にあります γ - 1, 2, 3, 4, 5, 6 -ヘキサクロロシクロヘキサン、いわゆる リンデンの生成の段階で生じてくるおそれのある副生成物でございますが、こちらも新た に禁止。

今申し上げましたリンデンについては、既に販売禁止省令には1, 2, 3, 4, 5, 6ーへキサクロロシクロへキサンという形で含まれていたのですけれども、異性体がPOPs条約上、 α 、 β 、 γ と明記をされましたので、異性体を明記するということで名称を変更させていただきたい。

それから、ペンタクロロベンゼンに関しましても新たに指定をされましたので、これも 農薬あるいは副生成物となるものですが、新たに禁止。

それから、ケルセンに関しては我が国でも登録があったものですけれども、これも新たに禁止をするということで、省令の中に新たに6物質を追加させていただきたいと思っております。

その後、後ろのページでございますけれども、これは改正に関する新旧対照表、それから、本件に関します関連として農薬取締法の第9条、第11条、第16条の参照条文、そして、最後に現行の販売禁止省令を添付させていただきました。

資料5-4でございますけれども、これは先ほど来ストックホルム条約の国内担保法である化審法と申し上げておりますが、その化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法の概要をまとめていただいたもので、経済産業省のほうに御確認をいただいておりますけれども、まとめておるものでございます。

先ほどPOPsのところで御説明したのと同じように、例えば2つ目の丸の(1)のところに第一種特定化学物質というのがありますが、ここでカテゴライズされるのは難分解性及び高蓄積性の性状を有し、かつ人または高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質ということで、ほとんどストックホルム条約上の規定と類似した規定のものについて第一種特定化学物質とし、その場合には製造及び輸入の許可制となっておりますけれども実質上は禁止、それから、あるいは特定の用途以外での使用の禁止、さらには、政令で指定した製品の輸入禁止や必要な場合は事業者に対する回収命令もかけられると、こういう規定になっておるということでございます。

その他、同法律はいろいろな化学物質をカテゴライズして指定をしておりますけれども、 今回の御審議に係るところは第一種特定化学物質の部分でございますので、これ以上の説 明は控えさせていただきます。

いずれにいたしましても、これらの物質に関しましては、共通の性質として難分解性で

高濃縮性があるものであって、農薬取締法の販売禁止省令においてもきちんと販売禁止を 規定しておく必要があると考えるところですので、ぜひともよろしく御審議のほどをお願 いしたいと思います。

雑駁でございますが、説明をここで止めさせていただきます。よろしくお願いいたしま す。

○山本分科会長 ありがとうございました。なかなか膨大な内容なんですが、手際よく説明していただいたと思います。

それでは、委員の皆様方から御質問あるいは御意見等ございましたら、お願いしたいと 思います。

いかがでございましょうか。特に御質問、御意見等ございませんか。

(発言する者なし)

○山本分科会長 それでは、新たにこの6物質について禁止農薬のリストに入れるという ことについて、御了解をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○説明者(堀部) ありがとうございます。それでは、ただいまより答申案を配付させて いただきますので、ご覧いただければと存じます。

(答申案配付)

○説明者(堀部) すみません。1つだけ御説明をさせてください。

今、ざっと新たに指定する内容については御説明を差し上げたところでございますが、答申案の中の(2)でございますが、これは今全く御説明をせずに来たところでございます。申し訳ございません。実は、今の販売禁止省令上、ドデカクロロペンタシクロデカンですが、いわゆるスクエアの括弧で書いてある中の「五・三・〇・〇」、その肩の「二・五」、化学構造の細かい部分なのですけれども、「〇‐・五」、「〇‐・九」、「〇‐・九」となっているのですが、これは実は化学物質の構造上「〇‐・五」はなくて「〇‐・六」が正しいということが分かりました。本当に単純なミスなのですが、こちらもこの際合わせて改正させていただきたいということです。これはもう化学物質の構造の命名上の問題でございますので、今回のいわゆる規制をする、しないという御議論とは全く無関係だと思いまして、先ほどの御説明から除かせてせていただきました。五が六に変わっていると、単純にそれだけでございます。申し訳ございません。

○山本分科会長 そうすると、この文章は上と下と全く一緒じゃないですか。

- 〇説明者(堀部) $[\bigcirc^{-1}]$ を $[\bigcirc^{-1}]$ に改めるということです。
- ○山本分科会長 それに改めるということですか。上が間違いということじゃないですね。
- ○説明者(堀部) 上のものが間違いで、「○^{---*}」に変えるということです。物質として何か抜くとか加えるとかということではございません。
- ○山本分科会長 答申案をお目通しいただいたでしょうか。

特に御意見、ございませんでしょうか。

今の(2)のところが、化学構造上の表記を変えるということだけだそうでございます。 よろしければ、これでもって答申をしたいというふうにさせていただきます。どうもあ りがとうございました。

- ○説明者(堀部) どうもありがとうございました。
- ○山本分科会長 それでは、2つ目の審議事項に移りたいと思います。

2つ目の審議事項は、農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法を改める告示の改正 についてでございます。

それでは、事務局よろしいでしょうか。お願いいたします。

○説明者(大熊) 農薬対策室の大熊といいます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。資料6でございます。

農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法についてということで、資料 6 - 1 をごご 覧いただきたいと思います。諮問文でございます。読み上げさせていただきます。

21消安第11442号

平成22年 1月18日

農業資材審議会

会長 土肥 一史 殿

農林水産大臣 赤松 広隆

農薬取締法第14条第3項に規定する農薬中に含まれる ダイオキシン類の検査方法の変更について(諮問)

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第16条第1項に基づき、同法第14条第3項の規定により定められている農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法に係る告示の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

次のページをお願いいたします。

諮問理由でございます。

WHOがダイオキシン類の毒性等価係数、これはまた後で出てまいりますが、英語の頭文字をとってTEF、「テフ」と読みますが、TEFの一部について2006年に見直しを実施した。これを受け、農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法に係る告示を改正し、農薬中に含まれるダイオキシン類の許容含有濃度の上限を変更する必要がある。このため、農薬取締法第16条第1項に基づいて農業資材審議会の意見を求めるものである。

この資料 6-1 の次のページ以降には、今申し上げた改正の趣旨がもう少し詳しく書いてございますけれども、詳しい内容については資料 6-2 、6-3 のほうで説明させていただきます。

まず、資料6-2でございますけれども、そもそもの改正の契機となっておりますWH Oにおけるダイオキシン類の毒性等価係数TEFの見直しについてでございます。

そもそもダイオキシンの定義でございますけれども、そこに3つございますとおり、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、PCBの中のうち共平面を持つコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)、大別するとこの3種類があるわけでございますけれども、この3種類をダイオキシン類と称しております。これは、ダイオキシン類対策特別措置法を初めとして政府の一般的に使っている定義と同じでございます。

それで、ダイオキシン類の毒性等価係数の見直し、その下でございますけれども、御存じのようにダイオキシン類には同族体あるいは異性体が多数存在して、その異性体ごとに毒性の強さが異なるため、最も毒性が強いとされております2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン、TCDDでございますけれども、ほかのダイオキシン類の毒性をそのTCDDを1としたときの比率で係数、指数化してそれぞれの強さを表すこととしております。

WHOでは1990年からこのTEFの評価を行っておりまして、1998年にTEF一覧のとおり、29種類のTEFを公表しております。このTEFにつきましては、おおむね5年ごとにWHOで新たな科学的知見に基づいて見直すということにされておりまして、2006年の7月に一部のTEFが変更されました。その変更されたダイオキシン類の一覧というものが、その下からございます。 1ページの下段から2ページにかけてでございますけれども、それをざっと一覧にしたものが3ページ目でございまして、アンダーラインで付して

あるところが、TEFが改正されたものでございます。まず、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) グループの中では、五塩化物が2種類、それから八塩化ジベンゾフランと、合計3つでございます。

それから、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)の中では、八塩化物1つが変更になってございます。

それから、コプラナーPCBの中では四塩化物が1つ、それから五塩化物が4つ、六塩化物が4つ、それから七塩化物が1つということで、合計10ございまして、全部で14種類のダイオキシン類のTEFがその表のとおりに見直しが行われたということでございます。次のページからは、今御紹介した14種類、TEFが変更になったダイオキシン類の構造式を御参考までに記載してございます。また、これはお目通しいただければと思います。

それで、次に資料6-3をご覧いただきたいわけなのですけれども、ダイオキシンは発がん性があるなどということもございまして、農薬中に含まれていても問題ない量というのを立ち入り検査の際の検査方法として定めてございまして、基準というものを農林水産省告示に定めてございます。

資料6-3でございますけれども、その一覧にございますとおり、アンダーラインを付した14種類、先ほど来御紹介しているこの14種類が、ダイオキシン類がWHOのTEFが変更されたものでございますので、これを受け、今回、この告示を改正しまして農薬中に含まれるダイオキシン類の許容含有濃度の上限を改めることとなります。

そもそもこの告示でございますけれども、これは先ほども申し上げましたが、立ち入り 検査の際の検査方法を定めたものでございまして、ダイオキシン類の含有検査において検 出限界を設定することになりますけれども、その検出限界はこの表にございます許容含有 濃度の上限に合わせるか、あるいはこれよりも低く設定されるものでございます。現行の 許容含有濃度の上限は、アメリカ、ドイツのガイドラインを参考にした上でアメリカのガ イドラインの最小値、これを採用いたしまして、すべてのダイオキシン類について許容含 有濃度の上限を1998年、前回のものですけれども、WHOのTEFを用いた2,3,7, 8-TCDD換算でそれぞれ一つ一つすべてのTEQが農薬1グラム中に0.1ナノグラム 含まれる濃度を上限として定めているところでございます。

なお、平成13年にこの検査方法をこの資材審議会で御審議いただいた折には、農薬中に すべてのダイオキシン類が、29種類あるわけですけれども、これらがすべて同時に許容含 有濃度の上限まで含まれるということはないということと、一定の仮定をおいて試算を行 いましたけれども、食品を介した人の健康への影響、あるいは使用に伴う環境影響についても問題がないということが確認されまして、その上で御了承をいただいているわけでございます。

そこで、今回の提案では、平成13年の審議会で御了承いただいた各ダイオキシン類のTEQを0.1ナノグラムにそろえて、これを上限とするという当時の御了承いただいた枠組みのもとで、WHOが2006年に変更したTEFに合わせて許容含有濃度の上限を変更することとしたいというものでございます。

残りの資料につきましては参考資料ということで、WHOが2006年に公表した報告書、 それからもう一つは、ダイオキシンとは何ぞやというようなことが書かれております関係 省庁のダイオキシン類のパンフレットでございますので、皆様方、それぞれお目通しいた だければと思います。

説明はこれで終了させていただきます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

このWHOのTEFの変更に伴って、こういうふうな改正をしたいということでございます。

何か御質問、あるいは御意見。

宮原委員。

○宮原臨時委員 専門外の人間でございますので教えていただきたいのです。

ダイオキシンは最終的には魚にかなり蓄積されますので、今の基準値の改正が厳しくなったのか、緩やかになったのか、その点教えていただきたいと思います。

- ○説明者(大熊) 基準そのものは、最終的には毒性等量(TEQ)で上限は決めておりますので、そのTEFの変更に伴って含有基準は動きますけれども、毒性等量としては変わっておりません。
- ○山本分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、小島委員。

○小島委員 小島といいます。

このWHOのTEFが、例えば0.5から0.3に変わったのですけれども、その変わったことが、科学的な観点から見て正しいかどうかということは、どこか、例えば、日本の毒性学者のような人たちが集まって審議されてはいるんでしょうか。

- ○説明者(大熊) そもそもこのWHOの会合にも、日本からも専門家が派遣されて参加して決めてございますし、それぞれ環境省だとか、厚労省だとか、それぞれこのWHOのTEFを用いてダイオキシンの規制をしておりますけれども、そういったところでもこのTEFを、このような審議を経たりして採用するということをしております。
- ○小島委員 ということは、実際にWHOで決めたことをそのまま準用しているということですね。
- ○説明者(大熊) おっしゃるとおりでございます。
- ○山本分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかに何かございますでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

- ○佐々木委員 質問ですが、WHOで改定されたのが2006年なのですけれども、今年は201 0年。年度としても2009年度ということで、国際基準が変わって国内法に適用されるとい うのは、大体これぐらいのスパンが必要なんでしょうか。
- ○説明者(大熊) それぞれの制度にもよるかと思います。時間が少し経っているというような御指摘もごもっともな面はございますけれども、そもそも当方で決めております農薬中に含まれる許容含有濃度の上限というものは、先ほども申し上げましたとおり、アメリカのガイドラインの最小値を参考にして、もともとは1998年のWHOのTEFを参考に0.1 ng/gとなるように定めているわけでございまして、この数字で人の健康、あるいは環境への影響がないということも確認した上で、この審議会でも御了承いただいているものでございます。

そういう中で、こちらとしても安全性の観点とかも見たりはしているわけなのですけれ ども、いろいろ調査もしておりますし、安全上の問題がないということはある程度確認は しております。

○山本分科会長 いかがでしょうか。

少し時間がかかり過ぎるという意味ですね。恐らく今御説明いただいたように、もっともっと大きなドラスティックな変更であると非常に対応が早く、いろいろなことをやっていただけるんだろうと思いますが、この範囲なら現在の0.1というTEQで大きな影響がないということを御確認いただいて、というようなことではないのだろうかと推測いたしますけれども。

はい、どうぞ。小島委員。

○小島委員 たびたびすみません。小島です。

これを見ていると、大した動きはないような感じですけれども、例えば、ある農薬でそのTEFが上がったために、若干、その使用している人たちに気をつけた方がいいというような農薬は出てこないのですか。これを見ると出てこないと思いますが、あえてちょっとお聞きしたいのです。

○説明者(大熊) そういったこともチェックをしておりまして、ダイオキシンが含まれる可能性があるものが百三十幾つかあるんですけれども、そういう農薬も調査しておりまして、8割以上はもう大丈夫だと。その残りにつきましても、安全上問題があるというものは今のところ確認はされておりません。ただ、含有基準が下がったりしますと新たな検査基準で再分析が必要なものもありますので、そういうものは今それぞれ調査中でございますし、今後、立入検査でもそういったことはしっかりチェックしていくつもりでございますけれども、今のところ、そういう問題があるものは確認されておりません。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかに。

はい、どうぞ。

○米谷臨時委員 以前に厚生労働省の研究所でダイオキシンの分析を担当していたもので すから、ちょっとコメントをさせていただきます。

1つは、安全性の面ですけれども、国立医薬品食品衛生研究所が毎年ダイオキシン類のトータルダイエットスタディをやっていまして、最近では1ピコグラム前後でございますけれども、TDIが4ということで、それで安全だということは3省庁共通のパンフレット等に書かれているところでございます。

それから、分析法につきましては、農水省さんの方では、アメリカのほうのガイドラインを御参照でございますけれども、厚生労働省の方では平成11年に測定方法の暫定ガイドラインを出しておりまして、それを平成20年の2月に改定をしております。若干、農水省さんよりも早く、2年ほど前に一応測定方法のガイドラインは変更いたしておりまして、TEFの値も新しい数値に改正しております。

もし、今後、農林水産省さんの方で、厚労省の方の分析法暫定ガイドラインを参考にしたり、引用したりしていただく場合には、平成11年と平成20年でタイトルが変わっておりまして、以前ですとダイオキシン類及びコプラナーPCBというタイトルで入っていたのですが、今はダイオキシン類だけですので、もし何か書いていただく場合には新しい方法

のダイオキシン類だけで書いていただければと思います。

一応、コメントです。

○山本分科会長 ありがとうございました。

何か、特に。よろしいですか。

そのほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。佐々木委員。

○佐々木委員 意見といいますか、希望なのですけれども、恐らくこの基準値は全く問題ないとは思うのですけれども、委員として審議に参加する際に、事前に資料をいただいて読み込ませていただいているのですが、非常に資料のつくり方がわかりづらくて。例えば、資料の6-2はWHOのガイドラインを要約してまとめているのですが、1ページ目からもそうなですが、これが資料6の何ページの何行目の要約かということが全く指示されていなくて。WHOの方は変更しないものもすべての物質に全部説明が入っておりますから、飛ばして読んでいかないと大変だったということ。

それから、本当に要約なものですから、例えば原文のほうで"However"ということで注意喚起されていることが全く抜けているんですよね。それが結論に影響するわけではないのですけれども、ここの部分は例えばin vivoのデータが足りないとか、もしこのデータが出てきたら評価は変わるかもしれないと注意事項が書かれていますので、せめてそこら辺だけはコメントを記述しておいてほしい。5年おきに見直すということは我々も、恐らく委員もまたかわっていますので、無条件で賛成したというよりは、そういう指摘も受けてきちんと審議をしたということを残すべきでは。そういうコメントはぜひ入れておいていただきたいと思いましたので、ちょっと意見を述べさせていただきました。

- ○山本分科会長 何かありますか。
- ○説明者(大熊) 資料が不十分で本当に申し訳ございません。今後気をつけて、今の御 指摘をしっかりと踏まえて、今後はもっときちんとした皆様方によくわかりやすい資料を つくるように努めていきたいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。
- ○山本分科会長 ありがとうございました。

特に後段の部分というのは大変重要な御指摘かと思います。そういったことの御意見を また参考にしていただいて、今後の資料作成の参考にしていただきたいと思います。あり がとうございました。 そのほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そういたしますと、農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法に係る告示の改正で、 含有濃度の上限14種類のダイオキシン類について改正するということについて、お認めを いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本分科会長 ありがとうございます。

それでは、答申案をお配りください。

○説明者(大熊) ありがとうございます。それでは、よろしければ答申案を配付させていただきます。

(答申案配付)

○山本分科会長 ご覧いただけましたでしょうか。

何か御意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

- ○山本分科会長 それでは、特段に御意見もないようですので、この答申案、この形で答申をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○説明者(大熊) どうもありがとうございました。
- ○山本分科会長 本日の審議事項、以上2点でございまして、審議はこれで終わりなのですが、あと報告事項を幾つか用意していただいているようです。大分ボリュームがあるようですので、ここで10分間休憩をしたいと思います。11時5分から再開いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします

午前10時55分 休憩 午前11時05分 再開

○山本分科会長 それでは、皆さんおそろいですので、時間になりましたので報告事項に 移らせていただきたいと思います。

農薬取締法の5年後見直し、それからもう1件は予算の関係でございます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○説明者(堀部) 冒頭、私どもの農薬対策室長からも御説明を差し上げまして、農業資 材審議会農薬分科会というのは、農薬取締法に定められた事項を御審議いただくというの が主たる目的でございまして、前回の審議会のとき、私、同席をしておりましたけれども、 もっと情報提供のために審議会を頻度を開いて、情報提供してくれという御意見があった のですけれども、実は、審議会の開催には、先ほど申し上げたような諮問事項が必要であ るというのが大原則でございまして、もちろん、諮問事項をいたずらに遅くして審議会の 頻度を減らすというのはそもそもナンセンスなのですけれども、審議事項が見当たらない ときというのはなかなか審議会が開けないというのがございます。

ただ、せっかくの機会でございますし、私どもといたしましても諮問事項以外に最近の 農薬、私どもの政策の一端を御紹介させていただければと思いまして、報告事項という形 になりますが、2点、御報告事項ということにしております。

そういう関係で、この5年後見直し、あるいは予算の関係が審議会の本資料ではなくて 参考という形になっておりますけれども、ただ、私どもとしては非常に重要な仕事である と思っておりますので、参考というのはあくまでも資料のつくり方の問題であるというふ うに御理解をいただければと思っております。

今、分科会長の方から御紹介をいただきましたように、2点につきまして私の方から、 これもまた簡単にですが、御報告をさせていただきたいと思います。

1点目でございますが、お手元の参考資料3をご覧いただければと思います。

実は、平成14年というのが皆さん御記憶に新しいと思いますけれども、無登録農薬の問題を契機にいたしました農薬取締法の大改正を行った年ですが、その後、平成15年、これは食品安全基本法が成立するときに、食品安全にかかわるさまざまな法律が、その食品安全基本法の成立に伴って一部改正をされました。平成15年のときに農薬取締法につきましても、同じように食品安全に係るということで改正を行ったわけですが、そのときに改正になった法律はたくさんあるのですけれども、農水省の関係でも5本あるのですが、これらの法律につきましては、法律施行後5年をめどに所要の見直しを行うということが国会の御審議の中で決議事項としてついておりまして、一応、各法律施行後5年を目途、ですので平成20年を目途に私どもとしても5年後の見直しをかけるということを求められていたわけでございます。

5年後の見直しの姿というのはいろいろなパターンがあろうかと思います。当然ですけれども、5年の間に時代に合わなくなってきている規定があれば、それは当然法律改正をするというやり方もありますし、あるいは農薬登録の制度を5年経ってどう変えていくのか。ですから、法律的には問題ないんだけれども、制度の運用の仕方をどうしていくのかという検討を加えるという考え方もあるでしょうし、それから、我々が5年間やってきた

ことをまず見直して、これからどうしましょうねという青写真を書くという形もあると思います。

私どもの中でも法律改正をすべきかどうか、あるいは、どういうふうにこの5年後見直しの規定を運用していくのかどうかということについて議論を重ねた結果、現在、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、農薬登録制度に関しましては、国際調和ですとか、新たなテストガイドラインの導入といったような見直しをかけている途中の段階でございますので、今の段階で農薬取締法を一部小手先で改正をしたとしても、今度、新たな農薬登録行政の姿がすべて見えた段階で、またもう一度その時代に合ったような姿に法律改正をしなければならないのではないか。むしろそうであれば、今の段階では私たちがやろうとしていることをきちんとまとめて、今までの振り返りと、それから今後こういうふうに運営をしていきたいというものをまずまとめて、その中身をきちんと整理をして、最後に外側の法律という器を整えていくという形で進める方がいいのではないかという結論に達しました。

それで、お手元にあります参考資料3でございますけれども、今申し上げたように今までの5年間の状況を振り返り、それから、今後求められる課題をまとめるという形で取りまとめましたものが、この「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」でございます。先ほど申し上げましたように、今回の5年後見直しの規定というのは、そもそも食品安全基本法の施行に伴うものでございます。従って、今回の見直しの対象も、農薬行政の中でも食品安全に係るところだけ取り出して見直すという手法もあったのですが、この際ですので、そういう矮小化した範囲ではなくて、農薬登録行政全体について見直そうということで検討を加えましたので、サブタイトルが「食品の残留農薬に係る安全性と農薬使用に係る安全の向上のために」と、食品だけじゃなくて、使う側のことも考えたような形で考えましょうねというサブタイトルをつけたところでございます。

内容につきましては20ページにわたるちょっと超大作になっておりますので、一つ一つ 御説明をしていると大変なことになってまいりますけれども、今までの現状認識以上にこれからどんなことをやっていこうかというところにつきましては、ページ数を打ってございます12ページから、大きな3番ということで、「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」というところに取りまとめをさせていただきました。

まず、基本的な考え方でございますが、1つは国際基準と国内制度を調和していくということが大事ですねと。先ほど局長の挨拶にもございましたが、国際的にもさまざまな場

で農薬の制度に関する議論が進められております。昨年の11月には日本でもOECDの農薬部会の下部会合を招聘いたしまして、我が国で国際的な議論をしていただくという場も 設けたところでございます。

各国、それぞれ独自のいろいろな考え方がございまして、EUのように非常に厳しい規制を課して、実際に南のほうの国では防除に困っているというような話が聞こえてくる国もございます。それから、アメリカのようにヒューマンリソースが非常に充実していて、いろいろなことに取り組める国というのもございます。

ただ、日本という特徴的な気候、高温多湿で病害虫の発生頻度が非常に高い国であって も、防除をちゃんとしていきながら、ただし国際的に議論されているスタンダードとの間 で大きな齟齬が生じないような形で、行政をやっていくということをきちんと考えなくて はいけないと。

ですから、ここで言っている基準と国内制度の調和というのは、やみくもに海外の基準を受け入れて、海外でやっているからやりましょうではなくて、我が国の実態をきちんと反映させつつ、どういうふうにしたら我が国にも導入できるのか。あるいは、ここは我が国には必要ないという結論もたまには必要なことかもしれません。そこも含めてきちんと議論をしながら、我が国としての農薬行政のあり方というのをきちんとつくっていきましょうということをまとめておるところでございます。

それから、2つ目ですけれども、13ページの②ですけれども、科学的な情報・知見・データに基づいてきちんとリスク管理をやっていくという考え方が当然必要です。この際には、リスク分析の考え方をきちんと導入をして実施をしていくということが重要であろうというふうに考えております。

さらに大きな(2)でございますけれども、関係の皆様方との丁寧な意見交換によって 行政を回していく上で透明性をきちんと確保していくということも重要であろうと思いま す。

今回の審議会も公開でさせていただいておりまし、資料あるいは議事概要についても、 議事終了後ホームページのほうにも公表させていただきます。あるいは、この新たな制度 を構築していく上で、審議会ともう一つ並んで技術的な議論をしていただくために、農薬 登録制度に関する懇談会というのを平成19年12月からやらせていただいております。こち らでも関係の皆様方と非常に技術的な意見交換をさせていただきながら、この農薬行政の 見直しについて御議論を進めていただいているところでございます。 これらのいろいろな場で、私たちも関係の皆様方と密に意見交換を進めながら、透明な 行政を進めていきたいということでございます。

その先14ページの(3)からは、今後講ずべき課題ということで、かなり細論に入るところが多々列挙されておりますけれども、1つは、例えば試験の要求をどういうふうにしていくのか。あるいは評価のやり方をどういうふうに進めていくのかという問題。それから、農薬でございますので使う側に対する適切な指導、あるいは農薬というものに関して、一般の皆様方にも正しい知識をお持ちいただくにはどうしていったらいいのかというような問題についても、どういうふうに進めていったらいいのかなということを考えていかなければなりませんねという問題提起をしております。

さらに、先ほど来くどくどと申し上げておりますけれども、当然、農薬は生産に使う、 防除に使うものでございますから、最終的には食料の安定供給というものにも努めていか なければならない。したがって、規制をきちんとやっていきながら、ただし食料供給が安 定的にできるということも一方できちんと考えなければならないと。そこも確保しながら 安全な食品をお届けする。あるいは、環境に影響を、負荷をできるだけ軽減するためにど ういうふうに考えていくのかという両方を考えていかなければいけないということについ ての問題提起をさせていただき、最後に、農薬行政に関しましては、私ども農林水産省の みならず、関連府省が非常に多々ございます。したがいまして、この関連府省の皆様方と も連携をしながら、よりよい形での農薬行政を進めていきたいということを最後に決意表 明として述べて、取りまとめをくくらせていただいております。

この案につきましては、案の段階で、昨年の6月、1カ月なんですけれども、ホームページ上に情報公開をいたしまして、パブリックコメントという形で皆様方の御意見を伺ったところでございます。非常に多くの御意見を頂戴いたしまして、私どもも類型化して最終的に答えを出すまでにかなり時間がかかったのですけれども、最終的なパブリックコメントの結果とともに、平成21年9月に最終版として公表させていただいたところでございます。

パブリックコメントの中でいただいた御意見の一端を御紹介しますと、総論としてまとめると4点ほどに集約できるかと思います。

1つは、農薬という生産資材についていかに安全確保を行うかという点。ですから、例 えばこういう剤はきちんと規制すべきであるとか、逆にこういう剤は重要だから安全性だ けじゃなくてこういうのをきちんと確保してくださいとかというような形で、いかに安全 性を確保していくためにどういうふうに考えていくのかという点に関する御意見。

それから、今のものともちょっと関係しますけれども、生産に必要な農薬というのはどう確保していくのかと。EUみたいに厳しい規制をし過ぎると、日本だと農薬はなくなりますよ、どうするんですかというような、国際調和はいいけれどもというような御意見。

それに関連して国際調和のあり方。やみくもに海外のものを受け入れるのが国際調和ですかと。日本の実態に即したような形で、皆さん、ちゃんとわかっていますよねというような御意見。あるいは、逆に農薬登録をもっと早くするために、海外ときちんと連携してもっと早くやるべきだというような御意見もございました。

そして最後に、農業者を初めとした幅広い皆様方に対してどうやって指導をしていくのですかという問題。農薬の使い方そのものの問題もございますし、それから、私どもの情報の出し方に関しての御意見も含まれておりました。

これらの4点に関してが非常に大きな議論であったわけですけれども、当然、先ほど来申し上げているように、農薬というものに関しては意図的に環境中に放出する資材でございますので、安全確保しながら、ただし、生産に支障の出ない農薬をきちんと確保しつつ、我が国の実態に合わせた形での国際調和を図りつつというのが大きな3点、それにきちんと使っていただく、あるいは一般の方々がきちんと理解をしていただくという4点を大原則に考えましょうということで最終的に結論をつけております。

規制のあり方に関しては非常に議論が出たところでございますけれども、やはり農業生産上必要なのだから農薬の規制はもうちょっと緩くすべきという御意見も当然ございました。一方で、農薬は化学物質でございます、時には人体に影響を及ぼす可能性もあるものですから、もっともっと厳しくすべきというような御意見。ここに関しては本当に、あちらからこちらまでと言うとちょっと語弊がありますけれども、いろいろな御意見を頂戴いたしました。私どもとしましては、皆様方からいただいた一つ一つの御意見を大切に受けとめながら、これから農薬行政を更にいい方向に持っていけるようにということで努力をしてまりたいと思っております。

それで、先ほど申し上げましたように、この時点では法律改正、農薬取締法の改正ということは行わずに、まずは制度のさらなる充実を図っていくこととしております。制度の充実にある程度目途が立った段階で、もしも農薬取締法がその制度と齟齬を来すような可能性がございました場合には、これは今度は審議会の諮問事項でございますので、審議会にもお諮りをした上で農薬取締法の改正をやるかもしれない。今の段階ではどちらに転ぶ

かというのは明言はできませんけれども、そういう可能性もあり得るということで進めてまいりたいと思っております。

簡単でございますが、全部説明するのはちょっと時間の制約もございますので、会議室は時間はございますけれども、おなかがすく前にということもございますので、ここでとめさせていただきます。本日でなくても結構でございます。これは何を書いてあるのというような御疑念がございましたら、後ほどでも結構です。御意見、頂戴できれば、また私どもとしてもお答えできるところ、あるいは生かしていくところというふうな形で考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

今ございましたように21ページにわたる大作でございますので、今直ちにこの中を見ていただいてどうこうということは、なかなか時間的にも難しいのですが、何か御質問あるいは御意見等ございましたら、少し時間をとって承りたいと思います。

どうぞ、宮原委員。

○宮原臨時委員 全漁連の宮原でございます。

今の御説明の中で環境に配慮するというお言葉があったので、できれば川とか水質の問題、そして最終的には海に流れ込むという問題がありますので、この審議会の場で私も何度かそういうことを申し上げておるのですが、ぜひとも水質の問題についても触れていただきたい。この文言を変えるとは申し上げませんが、そういうことを消費・安全局の中において担保していただきたいなと、このようにお願い申し上げます。

○説明者(堀部) ありがとうございます。

現状認識のところでは、11ページの中で水系に流出する農薬の問題についても触れさせていただいております。私、実は、昔、農業用水を担当していたことがございまして、農業用水の汚染原因として、もちろん窒素ですとか燐といったような営農活動そのものに伴うものの中に、当然農薬のような微量なものも含まれてくるだろうというふうに考えています。

今までですと顕在化しなかった問題ですけれども、ポジティブリストの施行に伴って、 やはり魚介類に対しても影響を及ぼすとか、生態系に対してももっと配慮しなければなら ないという点は、私どもとしても理解をしておりますので、今後ともそういう点に配慮し つつやっていければと思っております。

御意見ありがとうございます。

- ○宮原臨時委員 よろしくお願いします。
- ○山本分科会長 ありがとうございました。そのほかに何かございますでしょうか。山根委員。
- ○山根臨時委員 大変精力的なレポートをありがとうございました。

高知県という一地方で県と市町村等と大学でコラボレーティブな取り組みをやっております。消費者庁が発足をして、今、県あるいは市町村レベルでは、情報化社会、高度技術革新社会、そして、それに伴う諸制度、法的処置あるいは担当部局設置など大変複雑多様化しており、消費者庁の理念に沿って国民の命を守るというその1点に絞った横断的・総合的活動が大変混迷をしている状況にあります。

EU諸国では、このような複雑化する21世紀の社会状況に対応しまして、ポリシーコミュニティーとか、ポリシーネットワーキングという取り組みに力を入れています。持続的発展社会の中でどのように国あるいは州、県、市町村がコミュニティーレベルでの総合的な政策化を基盤とし、健康、暮らし、環境と結合して有効な政策展開を図るかという戦略です。これが今、行政や政策研究者の大きな課題になっています。提出されたレポート、先ほど各委員の方からも厚生労働省の分析方法、あるいは農水省の分析方法、その情報の共有化と統一など依然として縦割り的な面がネックになってないかという御指摘もございました。

そういう点で、これからどういうふうに日本の国の中で消費者庁発足と絡めながらポリシーコミュニティーを国、県、市町村レベルで形成していくのか。そこら辺の農水省のリーダーシップを、もしお考えであればお聞きしたいということと、それから、2番目に日本独特の科学的根拠に基づく、エビデンスベイスド・ポリシーをつくるには、先進国のドイツやスウェーデンの取り組みも当然学ぶ必要がありますが、サイエンティフィックな政策アプローチを持続的発展社会づくりの視点から強化する必要があります。日本では特にエコロジーの政策や取り組みが弱いと思っておりますけれども、国レベルで環境政策科学へ投資をして、日本独自の消費者参画型のエビデンスベイスド・ポリシーというものを確立していく必要があるのではないか。そういう意味では5年ぶつ切りの見直しでなくて、プラン・ドゥ・チェック・アクションスパイラル(PDCAスパイラル)という形で持続的、内発的に発展していく政策形成というものが必要じゃないかというふうに思っております。この点についても、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○山本分科会長 それでは、お願いします。

○説明者(堀部) 非常に広範な御意見を頂戴いたしまして、私の考え方で御回答になる かどうか、正直自信はございませんけれども、私が理解している中で少し考え方として申 し述べられればと思っております。

農薬の行政に関しましては、実は、1つは法律の体系上指導をするようなこと、あるいは農薬に関しての部局というのは、県には農薬の指導する部局があるのですけれども、市町村にはなかなかその権限が行っていないという状態が法律上、今、実情としてはございます。

もちろん、農薬の使用に関して何らかの問題が生じた場合ですとか、そういう場合には、 当然地元に一番近いところで御指導いただくということになりますので、市町村の皆様方 にも御尽力いただくケースが多々あるのですけれども、なかなか広い意味でのポリシーコ ミュニティーですとか、ポリシーネットワーキングというものが、これは農薬の問題だけ に関したことではなくて、多種多様な消費者問題全般に当てはまることではないかと思う のですけれども、我が国では、関係者全員が今のところまだフラットな立場で議論をする という環境が、もしかすると消費者の団体の皆様から御異論が出るかもしれませんが、私 個人は余り成熟し切ってはいないのではないかというふうに感じることも多いです。やは り、海外の事例ですといろいろな方々が参画しながら議論をするというケースはあるよう ですけれども、農薬の制度上もまだそこまで成熟し切っていないのかなということもあり ますし、そこまでの段階には至っていないのかなと感じます。

ただ、将来的な図として、EUのやり方がいいかどうかは別にして、できるだけ関係者の皆様と意見交換をしながらポリシーメーキングをしていくということは非常に重要かなと思っています。先ほどちょっと御紹介しました農薬登録に関する懇談会というのも、そういう意味での、もちろんまだ狭い範囲だとおっしゃられればそうですけれども、いろいろな方々同士での意見交換をする一つの場だろうなというふうに考えていまして、そういうものがもっと広がっていくといいんですけれども、さあ、いつ、どういうふうに出るのかなというのに関しては、私も、今、答えを持ち合わせておりません。申し訳ございません。

それから、縦割り行政ではないかという部分なんですけれども、農薬に関しましては、 これもまたまだまだ不十分とおっしゃられるところは承知をしておりますけれども、関係 各省の間では非常に密に連携をしているというふうに、昔に比べればという言い方が正し いかもしれませんが、非常に密に連携をしていると思います。

昨日1日で、私のところにも関係の府省の方から何通も何通もメールをいただいて、それに対して私も何通も何通もお返しをしてというようなことはやっていますし、それから、必要があれば各省庁同士で会ってお話をして、ではこうしましょうかというようなこともやっています。

農薬行政のこの取りまとめに関しましては、農林水産省のクレジットで出しておりますけれども、取りまとめた段階では各省庁にも見ていただいておりまして、こういう中から、例えば農林水産省としてこうやってやりたいんだというものを出して、それで各省庁から、これは違うのではないか、あるいは、ここはきちんとやってくれというようなことをいただきながら、最終的には登録を回す農林水産省としてどういうふうに考えていくのかなということなんだろうと思っています。

今、先生からいただいた御意見は、私は応援演説だと受けとめて、これからもっと頑張っていきなさい、しっかりしなさいというエールだと思って受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。これからも頑張ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、小島委員。

- ○小島委員 農薬に対する認識度と情報提供の面で、よく議論になっているのは、例えば一律基準の0.01ppmをちょっと超えただけで、食品衛生法違反で全部廃棄処分になりますよね。これは本当にいいのかどうかということが議論になっているんですけれども、私もよく取材していると、大半の科学者は余り意味がないと言っているんですね。ヨーロッパでも現に基準を超えたからすぐ廃棄しているわけじゃないんですね。そこのところを農水省から、厚生労働省に働きかけるような活動のようなものは行っていらっしゃるのかということなんですけれども。
- ○山本分科会長 はい、どうぞ。
- ○説明者(堀部) 結論から申し上げますと、今のところはまだそこまでの大きな活動はできておりません。

ただし、私たちの内部でも本当にいいのかという問題がある一方で、やはり一律基準の 場合には、それをちょっと超えたからということで議論になることはないのかもしれませ んが、その基準値の決め方なりの問題で、本来、農薬の残留基準というのは、チェックの 対象としては、使用基準どおり農薬が使われていればその基準の範囲内であるということをチェックするためのものであって、本来は、その基準値を超えたからといって、直ちに健康に影響が出るということではないのは、もう皆さん御存じのとおりだと思います。

というのは、ADIを設定するときにも安全を非常に見ておりますから、そういう意味でいくと、超えたからすぐにということではないのですが、ただ、そうは言いながらも、例えば超えた中身によっては健康に影響が及ぶ可能性があるというところもありますので、どういうふうに持っていくのかというのが、今、非常に難しい状態にはあります。

ただ、今の食料自給率を上げていくというような施策、あるいはその中では廃棄物をできるだけ減らすというのも一つの施策ですから、基準値を超えたものを市場から排除すればいいかということに関して、それは適切かどうかということに関しては、もう少しきちんと議論をしなければならないと思っています。

もう一つあるのは、食品衛生法上の基準というのは何も残留農薬の基準だけではなくて、ほかにも安全上の問題が出るものも同じ法律の中の同じ条項で規制しているという現実があります。したがって、農薬の場合にはいいけれども、こういうところではだめだよねというような議論というのはなかなか難しいのかなと。そこは厚労省に働きかけてみないとわからないところですけれども、そういういろいろなことをきちんと考えた上で、私たちも基準を超えたから全部捨てますというのは、えって思うことは、正直、私個人としてはございますが、もう少し検討の上でやりたいなというふうに考えるところです。

○山本分科会長 課長、何かありますか。 はい、どうぞ。

○農産安全管理課長 今堀部補佐が言ったとおりですが、ちょっと補足しますと、一律基準というので0.01ppmです。これは農薬取締法ですと何か農薬を使用したときに残留すればその作物への残留基準値をつくるのですけれども、一律基準というのは数字としての基準値が設定されていないから一律として0.01ppmにしているということで、これは国内で言うと、その作物にその農薬を使ってはいけないという意味なんですね。

ただし、例えばドリフトしてしまったとか、そういう事故的なものもあるのですが、基準値を超えた理由が、もし本当は農薬取締法上、使ってはいけないのに使ってしまって結果として残留してしまったとすると、これは安全の問題もありますが、コンプライアンスの問題も出てきますので、そういったものについて基準値を超えた事実だけではなくて、どういう状況で超えたのかというのが一つは精査される必要があるのかなと思います。

それと、厚生労働省の方も監視安全課というところがモニタリングを企画立案を担当していますが、都道府県などの保健所のモニタリング担当者を集めて会議を行う際に、チェックするのはきちんと農作物のロットを特定して、産地全体ではなく、どのロットの農産物が超えたのかというのを明確にするようにというのを相当注意喚起しております。

ただ残念ながら、先ほど堀部補佐が言ったように、これは行政全般の課題ですが、とかく報道が出ると産地全体が過剰に反応してしまうというような面はあるので、そこはこの中でも少し触れておりますけれども、そういった農薬に対する意識、あるいはそういった数値が出たときに、それを特定したロットの問題で全体ではないよというようなことがきちんと証明できるような産地での記帳の体制とか、総合的に取り組んでいけば将来何とかなるのではないかと希望を持っており、この報告書にそういった面を少しにじませて書いてあるという点はぜひ御理解いただきたいと思います。

- ○山本分科会長 よろしいでしょうか。
- ○小島委員 よくわかりました。

それをなぜ私が聞くかというと、要するに新聞社にいる記者たちも、基準を超えたというと健康に影響が即あると思って記事を書いている人が現にいるんですよね。そういう表現が出てくるので私もそう思ったんですけれども、食品安全の中でもよく議論しているんですけれども、例えば言葉を変えたらどうかということなんですね。「基準値」じゃなくて、例えば「管理目標値」という言葉だったら、目標値を超えたぐらいだったら健康に影響はないんで、健康の影響はそのADIならADIで判断するとか、そういうことができるんじゃないかなという議論もありますので、本当にそこの言葉も変えるぐらいの意気込みで、個人的にはやってほしいなというふうに。これは意見ですけれどもね。

○説明者(堀部) ありがとうございました。

確かに、先生、おっしゃるとおりで、実は何か基準値超過の事案が生じたときに、私も 電話をいただきますと、その際に求められる見解は常にそうなんです。基準値を超えたん ですが、これは大丈夫なんですか、大丈夫じゃないんですか、大丈夫じゃないんですよね って大体おっしゃることが多くて、そのたびに私もその基準値の趣旨を時間のある限りで 御説明をすると、次回からはその記者の方は、でもこれは堀部さん、この間言ったのだと こうですよねって言って、わかってくださるというのがありますので、私たちも粘り強く 取り組んでいくことも一つ。それから、今、御提案いただいたようなことは、また政府部 内でも考えていけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

- ○山本分科会長 はい、どうぞ。
- ○渡戸臨時委員 生産者の立場からお話ししたいと思うんです。

冒頭の説明で、日本は高温多湿で農薬が非常に必要であるというような説明がございましたけれども、資料の3ページの中で、農薬の生産量、出荷量。これは市場規模が縮小しているとしか、私は見えないんですよね。それはどういうことかというと、今後の新しい農薬の開発というか、そういうのが非常に滞ってくるのではないかというのが一つすごく心配になってきています。

輸出が伸びているのかなと思うと、全体的には縮小傾向みたいなんですけれども、農薬の行政の方向としては、安全性にかけるコスト、これはもちろん当たり前なんですけれども、我々としては新しい農薬をローテーションの中で散布することによって、結果的に農薬の使用を少なくすることができるというメリットがありますので、新薬の開発が滞るということは、今後の食料の安全・安定供給にも非常にかかわることだと思いますので、やみくもに安全性で縛るというのではなくて、その開発という方向も含めて考えていかないといけないのかなと思いますので、その辺も検討の余地かなと思います。

それからもう1点なんですけれども、我々使用者の方のあれからすると、先ほどもコンプライアンスの問題が出ましたけれども、これから日本の農業は超高齢化社会になってきます。そうすると、農薬の小さいボトルの中に、平成14年の改正から見ますとラベルの中の説明書が非常に分厚くなったりだとか、それから何枚にも及ぶような説明ですとか、高齢者の方にこれを読んで、それをちゃんと守ってやれというようなのは、これからの時代には非常に難しくなってくるんじゃないかなと、私、思います。

それを書いてあるからオーケーだろうというのは、それは行政的にはオーケーかもしれませんけれども、現場の立場からすると、それを守れというのは実際難しいだろうということもありますので、そういうことも含めて我々がやらなければいけないわけなんですけれども、そういうのも含めて農薬の取り締まりの行政を考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、考慮していただければと思います。

以上、2つ申し上げました。よろしくお願いします。

○山本分科会長 何かございますか。

それでは、室長のほうから。

○農薬対策室長 農薬の市場が縮小しているみたいに見えるというところに関しましては、 農薬工業会の代表の方もおられるのでお感じになることはあるかと思いますが、確かに減 農薬だとか、農薬を減らしていきたいという生産者の考え方もあるということは間違いないでしょうし、いろいろな作付の体系が変わってきている面、また、例えば水稲の面積がその需要に合わせて減ってきている面とかいろいろな面があって、おそらく複合的に表れてきているのだと思います。

ただ、現場から新しい剤がローテーションのためにどうしても欲しいという声は、いろいろな形でメーカーさんの方に伝わっていると思います。我々の方も具体的な話を聞いたら、そういう話は情報として流していきたいと思っておりますので、うまく情報交換をしながら開発につなげていっていただけるように渡していきたいというふうに考えております。

あと、ラベルのお話なのですが、確かに字は小さくなってきている面があるかと思います。ただし、字を大きくするとさらに分厚くなってしまうというなかなか厳しい面があるというところであります。でも、よく考えていかないといけないのは、多分一番気をつけないといけないのは、一番慣れている者がいつもどおりやれば大丈夫だと言って、つい事故だとかになってしまうというところがありますから、今後、検討していかないといけないとは思いますが、ぜひ、基本に立ち戻って、確実に使用前にラベルの確認をしていただいて、使っていただくというのが基本になるかと思います。確かにラベルの付記の仕方については、今後、検討の余地はあると思いますが、確認をした上で使っていただけるようにお願いをしたいというふうに思っています。

- ○山本分科会長 どうぞ。
- ○青木臨時委員 今、生産者の方からお話が出ましたので、物流の場面からお話をさせて いただきたいと思います。

私たちは、本当に戦後の食料難の時代から農薬というものを扱わさせていただいて、胸を張ってこの業界で生きてきたつもりなんです。

ところが、今ここに参りまして、次世代に本当に胸を張ってバトンが渡せるかというと、悲しいかな、もう安全イコール無農薬、これが一般的な風潮になってしまいまして、本当に使わなくていいのか。今、堀部先生がおっしゃいましたように、日本の地形というのは絶対的に使わざるを得ない状況です。それでは一回、これを半分にしてみたらと、僕は工業会の中でもよく言うんですけれども、大問題になると思うんですね。

だから、そこまでやらないと多分わからないと思うのです。だけれども、我々はわかっていただくために、我々の業界を通じてできる範囲内で、年に何カ所か、200人くらいを

対象に講習をやらせていただいて、10カ所でやれば最低理解していただくのが2,000人まで。ところが、最近の傾向として、企業モラルの欠陥だろうと思うんですけれども、朝から晩まで無農薬の石けん、無農薬のドリンクなどを宣伝しています。この間なんか、アシタバのドリンクが無農薬と表示されていた。あした束になるようにできるものに農薬が要るんだろうかと。実際問題、登録を見てみましたら、5つばかりありましたけれども、こういうふうに無農薬イコール安全だと。

私たちの業界でも減減農薬とか、いろいろな言葉を行政の方たちもいっぱい使われるんですけれども、病害虫が発生したときに、本当に減減とうたったのは減減になるのかと。私はそうじゃないと思うんですね。やはり、登録をされたものを規定のとおり使えば安全だということの推進をどうしていくかということを、もう少し考えていただきたいなということが一つと、それから、先ほどEUのお話もなさいましたけれども、広告規制機構がありますよね。例えば、去年イギリスで大問題になったのは、例の有機農産物に栄養価が高いという広告。本当に栄養価が高いのかとやってみたら、ないじゃないかとか。向こうでは無農薬という格好でコマーシャルを打てないから栄養価が高いと打った。そうしたら栄養価がなかったじゃないか。大問題になって、チャールズ皇太子までもという話ですけれども、そういうような広告規制機構的なところでも何とか規制ができないのかどうか。

私たちも毎年入社試験の面接をやるんですけれども、みんな無農薬がいいと言う、それなら来なくていいじゃないかと言うんですけれどもね。いや、行くところがないからと。 残念ながら、その程度しか来ないんですよ、今。

そういう意味で、2点だけお願いを申し上げます。

○説明者(堀部) 実は同じような問い立てに答えを書けと言われて、農薬をなぜ使うのか、無農薬のもののほうが安全じゃないのかという問いに、昨日、私も答えを書いたところです。

まさに、青木委員おっしゃったとおり、1つは生産に必要なものではないのでしょうかと。もし、仮に農薬を使わずに我が国の農業が成立をして1億2,000万人の方の胃袋が満たせるのであれば、それはそれに越したことがないのかもしれません。農薬業界の方を除いては、だとは思いますが、では、それでできるのかとなったときに、よくデータを引かせていただくんですが、リンゴだと減収97%という数字があります。日本でリンゴは恐らくほとんど食べられなくなります。あるいは、米でも非常に高い減収率が出ますから、本当に農薬を使わずにできるのかと現実に考えたときに、それだけではできないのではない

のでしょうかということを申し上げています。

もちろん、有機農法が正しくないとかそういうことではなくて、有機でなさって、手をかけて農業ができる方はそれはそれでよいのだと思います。ただ、それで1億2,000万人の方の胃袋が全部満たせるのかということに立ち戻ったときに、やはり農薬をある程度は使わなくてはいけないんだろうと。その場合にどうやって正しく使って影響が出ないように使うのかというのを、私たちは取り組まなくてはいけない一つ大きな課題なのだろうというふうに思っています。ですから、私たちもそういうことを言わなくてはいけない。

ただ、報告書の中にも書きましたが、逆も反省しなければいけなくて、農薬を使っても 絶対的に安全ですということを、私たちはもしかしたらちょっと強くうたい過ぎてきてい たのではないかと。こういう理由があって、こういうふうにやればという前提条件がつい て安全ですということを、きちんと私たちも説明をしていくことによって、理解をいただ くという努力も、私たちにも必要だろうということを、実は、報告書の中にも記載をさせ ていただいたところです。

ですから、やはり農薬は農業生産に必要なものなので、農業できちんと皆様に食べ物が お届けできるということが大前提だろうというふうに考えて、そのために、どうしていっ たらいいのかというのを考えるべきなんだろうなというのが、この報告書の中に込めた思 いです。全く同じ見解です。

それから、ハイニュートリエントの話を私も聞いて、実は日本でも幾つかそういう論文がありましたので、えっと思って見ていたんですけれども、広告の規制というのはなかなか難しいかもしれません。ただ、私たちの情報発信のやり方をきちんとやっていくことによって、農薬が使えることを伝えていくというのも大事なのかなというふうに考えています。

ありがとうございます。

- ○山本分科会長 はい、どうぞ。矢野委員。
- ○矢野臨時委員 消費者団体のほうから。

今回の報告書は大変わかりやすい内容になっておりまして、それから、ともすれば一方的な報告書が従来の行政側から出されるのが多かったんですけれども、反省すべき点は指摘も十分されていますし、そのことはやはり懇談会を持たれてこの報告書をつくられたことの成果ではないかと思っております。

今回は、一応、課題と対応方針ということで、5年経ちましたから見直しということで、

法制度の見直しは今回はまだ先に伸ばすということですけれども、14ページ以降に書かれています今後講ずべき課題は今後の引き続きの検討に回さないで、すぐ対応できることもたくさんあるととらえておりますし、本日少し御意見が出ました、例えば消費者に対することで、17ページの「消費者に対する情報提供と理解の醸成」のところに、消費者がともすれば農薬は危険なものだとか、一方で農薬は安全だ安全だと言われて、そこが平行線に終わっているような状況や、それから、マスコミにとってもやはり理解が進んでいないところでうがった行動がされたり、それをまた消費者が受けとめてしまうというような状況も出ていますし、そういった指摘がかなり的確にされておりますので、ぜひ施策のところにこれらを随時反映させて、先送りせずに対応していっていただきたいと思います。

それから、消費者団体の方もこの間、さまざま行政との協力をしながらリスクコミュニケーションの持ち方を意見交換したり、事前のそういった場を持ったりもしています。農政事務所で来月また農薬をテーマでリスクコミュニケーションをやると、この前話を聞きました。消費者の側はどうも、また農薬の話かみたいにとらえがちな中で、やはり最新情報をきちんと消費者に伝え、それから、それぞれ論点になっているところをかみ合うような話し合いがなされることが重要ではないかという意見を申しましたが、今日の報告書はまさにそういった意味でも、そういったリスクコミュニケーションの場だとか、それから、様々な意見交換の場で説明をされていき、そして幅広い方々の意見を出し合っていくいい報告書になるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ活用されることを私どもも含めてしていきたいなと思っております。

どうもありがとうございました。

- ○山本分科会長 はい、ありがとうございます。
- ○説明者(堀部) ありがとうございます。

この報告書の実施に関しては、実は、当課の課長からも、この審議会が終わったらすぐに議論するぞと言われておりまして、私は、今、課長とどういう議論をしようかと。実は、審議会が終わったら、私に課せられている次の課題はそれでございまして、課長にどういうふうに議論をしていこうかと、今、思い悩んでいるところでございます。

ということは、どういうかことかと申しますと、とりもなおさず先送りにするということを許されてはいないと。行政組織内部でも許してくれていないという状況があるということなので。当然ですけれども、すぐにできることばかり並べたわけではないので、慎重な検討をしないといけないものもあります。私も、この条項について一つ一つどんなこと

をやらなければいけないかというのを、今、洗い出しているんですけれども、かなり難産のところも非常に多いなというのが印象です。そういう意味では、きちんとやらなくてはいけないところはやる。すぐやれるところ、長期的にやらなくてはいけないこと、あるいは検討した上でできるかどうか考えなくてはいけないことというのを、きっちり仕分けをして検討していかなければならないなと思っています。

それから、来月のリスクコミュニケーションの話については、実は、リスクコミュニケーションの担当から、先日、私のところにも、こんなことを言われたのだけれどもどうしようと相談を受けていまして、そこはこうじゃなくてはだめです、こういう言い方はしないでくださいと言って、だいぶきつく意見を言いました。

リスクコミュニケーションを運営している担当者と私どもの間でも情報を密にしながら、あるいは農薬に関しては関心が高いのでということで、いわゆる一般的なQ&Aに近いものはそのまま手渡しをしてやって、彼らが勉強して実際の運営に使ってもらう。あるいは、資料に関しては、実は私が見ている状況にもございます。まだ全部チェックし切れるわけではないのですが、一部は見ている状況にはありまして、そういう中でお互いに手を携えながら正しいことをやっていければなと思っています。その際には、矢野先生のところも含め、皆様方の御協力をいただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○山本分科会長 はい、ありがとうございます。

随分たくさんいろいろと御意見をいただきました。まだ何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○山本分科会長 まだまだいろいろな御意見があろうかと思いますが、時間もだいぶ迫ってまいりました。

ということで、先ほど堀部補佐からございましたように、これをまた見ていただいて、 御意見がございましたら対策室のほうにお寄せいただくというようなことでお願いします。 まさにコミュニケーション、これは非常に大事で、これまでともすると行政側からの一方 的な話をしてリスクコミュニケーションだと言っているようなことを私も経験したことが ございます。消費者の方の話を聞く時間も十分とるというようなことで、ぜひここのとこ ろはしっかり進めていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、もう1件の報告に移りたいと思います。

平成22年度の予算概算、現政府案ができておりますが、この概要について、それでは報告をお願いいたします。

○説明者(堀部) 引き続き御説明をさせていただきます。

今度は、お手元の参考資料4でございます。

平成22年度の予算の概算決定の概要ということで、クレジットは農産安全管理課となっておりますけれども、農産安全管理課の予算のうち農薬にかかわる部分のみ抜け書きをして配付をさせていただいております。

平成22年度の予算につきましては、皆様方報道で御承知のとおり、いろいろな手続を踏みましたが、ようやくこのような形で、現在、国会に提出をされておるところでございます。恐らく、今後、国会での御審議をいただくものだと思っておりますけれども、農薬に関しましては、もともと従前から予算的には2つの柱で仕事を進めさせていただいております。

1つは、表紙を1ページめくっていただきまして、農薬の適正使用等の総合的な推進ということで、こちらは消費・安全対策交付金というふうになっておりますけれども、地方自治体向け交付金という形で、都道府県あるいは市町村の皆様方などがお仕事をされるときに2分の1、国としてバックアップをしてやっていただくための予算でございます。

1ページめくっていただきますと、カラーの絵がついておりますので、そちらでご覧いただく方が早いかと思いますが、地域での問題として3点ほど課題を挙げております。

1つは、引き続き地域で農薬を農業者の方が適正に使っていただくための取り組みが必要だろうと。それに関しましては、できる事業の内容を書いておりますけれども、農薬危害防止運動、今、6月から8月まで国としてはスローガンを掲げてやっておりますけれども、こういう危害防止運動を中心とした研修会、講習会ですとか啓発の活動、それから、農業者の皆様方の記帳の指導、あるいは販売者、使用者を含んで使用状況の調査ですとか、管理指導士といったような指導をしていただく立場の方の育成といったことに使っていただく。

それからもう一つは、地域においていろいろな技術的な問題も出てこようかと思います。 その際には分析等も必要になってくる場合がございますので、それを解決していくために、 1つは、作物ですとか土壌に関するモニタリング調査を県などで独自に実施していただく 際の経費の支援。あるいは、実際に、どういうふうに残留しているのかという、もう少し サイエンティフィックな研究に近いようなことでの残留性の試験をやられる際の支援。さ らには、分析に要する機器の導入に関しましても、リースあるいは購入を問わず御支援ができるというもの。それからもう一つは、先ほど私が御説明して御審議いただいたPOPsにも関連しますけれども、我が国はまだ埋設農薬が若干残っておりますので、若干というのは語弊がございますけれども、埋設農薬が残っておりますので、その埋設農薬に関して適切に管理をしていくための経費の御支援というようなもの。

そしてもう一つ、3つ目の大きな柱としては、農薬登録に係る作物残留の試験のデータの信頼性を確保するために、喫緊に作物残留性試験に対してGLPの制度を導入することにしておりますが、これに関しまして試験に従事していただく方の講習、研修、実務研修、研修に対する経費。こういう研修を受けていただくことによって、都道府県などでもGLPで適用の試験ができるような形を整えていただくための必要な経費というものを御支援できると。

これはメニューでございますので、都道府県なりの皆様、地方の皆様方が自らが必要なところを選んでお使いをいただく。これを全部やりなさいというパッケージではなくて、こういうことをやりたいのでということで、必要な部分を出していただいて、それに対して私どもが半額を補助するというシステムのものでございます。当然ですけれども、地域の独自性がいろいろな取り組みの中で出てこようかと思っております。

それから、3枚目、4枚目でございますが、これは国から委託費、あるいは補助金という形で民間団体の方々に御支援をして、調査・試験の推進をしていただくための経費でございます。

3枚目、4枚目、委託費と補助金というふうになっておりますけれども、委託費でやるものというのは、例えば、喫緊に農薬登録制度に反映をさせていくようなもの、それから、補助金の方では、その前段階の調査的なものを含めて要求をしているだけでございまして、やることに関しましては基本的に試験研究、調査研究を推進していただくということで、予算上2つに分かれているというだけでございます。

今考えていることとして、継続の案件もございますけれども、農薬に関してはどんなことをやるかということですが、3枚目の中段に事業内容というのがございますが、ここの(2)が農薬に関する項目でございまして、1つは急性参照用量の導入のための試験。それから、農薬的な資材、これは登録を受けた資材ではなくて、登録を受けていない農薬的な資材に対して、何らかの農薬成分が含有しているかどうかに関するスクリーニングの試験。それからもう一つは、③のところが、これは新規で要求をしてお願いしているところ

ですけれども、農薬散布者の防護装備ですとか、農薬ラベルに記載されている注意事項の見直しに向けた調査。

この3本をやるとともに、1枚おめくりいただきまして、補助金と申し上げた方ですけれども、こちらも事業内容の(2)ですが、農薬の畜産物中への残留量を把握するための調査。それから、ある作物に対して農薬を使用した場合に、その後の作物、いわゆる後作物に残留する農薬の残留量を把握するための調査。さらには、調理加工に伴う農薬の残留量の変化を把握するための調査。このようなことについて調査研究を進めていくということでお願いをしているところでございます。

これらの予算と我々のマンパワーなどなどを効率的に活用しつつ、よりよい農薬行政の 推進に今後とも努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○山本分科会長 はい、ありがとうございました。

主にこの2つのことについて御説明をいただいたところです。

何か、御質問でもございますでしょうか。

小島委員。お願いします。

○小島委員 1つだけ教えてほしいんですけれども、先ほどの農薬に関する正しい認識を 深めてもらうためのリスコミのような、そういう活動の予算というのはどのくらいあるも のなんでしょうか。

○説明者(堀部) これはいろいろな予算にまたがっておりまして、農林水産省内で使える予算の中にもありますし、それから、この交付金の中でも一部地方自治体さんのお取り組みとしてなさっていただくケースもあるので、切り分けて幾ら幾らということがお示ししづらい予算です。

この消費・安全対策交付金に関しましては、消費・安全対策交付金全体としてはこうなんですけれども、実際には、例えば農薬の部分で幾らになるかということは、地方自治体からの申請をお受けしてみないとわからないところもございますので、そういう意味では、ちょっと今の段階で幾らぐらいということを示すのはなかなか難しいです。

ただし、先ほど申し上げた農薬危害防止運動の取り組みに関しては、平成21年度の実績としては全都道府県がお取り組みをいただいておりますので、どこかが抜けるとかというようなことは基本的にはございません。

- ○山本分科会長 よろしいでしょうか。
- ○小島委員 個人的な希望として、要するに、先ほども出たんですけれども、開発にブレ

ーキをかけている要因として、やはり国民の正しい認識がないというか、何でも怖い怖いというような意識がありますよね。だから、そういうのを根本的に正さない限り、新しい農薬開発も、遺伝子組み換えも進まないと特に思うので、そういうことにもっと力を入れてほしいなという希望が、私、個人的にありまして、それで今お聞きしたということであります。

○山本分科会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○山本分科会長 特にないようでございます。ありがとうございました。

本日用意していただきました事項については、これですべて終了いたしました。そのほか、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○農薬対策室長 本日、御審議いただいて答申の案を御了承いただいた事項について、今後、所要の手続を進めてまいりますので、御承知おきください。

また、本日の資料だとか議事概要につきましては、後日、ホームページ上で公開いたしますということを合わせてつけ加えさせていただきます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

きょうは12時半まで予定されておりましたが、少し早く終わったところでございます。 先ほど来、この審議会の開催回数はというようなこともございました。せっかくの機会で すので、もし何かございましたら、一、二、お伺いをいたしたいと思いますが。

本日の議題、報告事項にかかわらず、審議会としてということで何か御意見でもございましたら。

それでは、山根委員。

- ○山根臨時委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、オランダなんかで成功しております生態学的防除の開発や、天敵などの生物防除、天然農薬の開発などについては、農水省の戦略的方針はいかがな状況なんでしょうか。
- ○農薬対策室長 農薬としての効果の話で考えると、今の登録農薬の世界ともう一つ特定 農薬、そこのところの世界があります。

特定農薬に関しましては、今、重曹と食酢と都道府県の範囲内でやっておられた天敵生物という形でやられておるところでございます。これにつきましても、ほかの剤につきましてもいろいろ適宜情報を得た上で審議をして、必要なものについて指定をしていきたい

というふうに考えておるところでございます。

○山本分科会長 ほかに。よろしいでしょうか。

○小島委員 ちょっとすみません。2つ聞きます。私ばかりで申し訳ありません。

食品安全委員会や厚労省のリスコミにときどき行くんですけれども、やはり根本的に変えなきゃいけないなというふうに思っているんですよね、いつも。なぜかというと、要するに、行政の人たちから余り反対意見が出ないように、あらかじめうまくおさまるような形でやっているんですけれども、それだと聞いていても同じことをどこでもやっていることになってしまうんで、もうちょっと激論になってもいいので、本当に自信を持って言ってほしいなということなんですよね。

そこら辺、説明の仕方でも、いろいろな分野の人、例えば工業デザイナーにしても、マーケッターにしても、民間の分野ではいろいろ巧みな表現を使って商品を売るわけですよね。そういう人たちも呼びながら、リスコミってどうやってやればうまくいくのかなということを考えられたらどうかなということを常日ごろよく思っているのです。今年のリスコミはどういうふうか、私、よく知らないで意見を言っているので、ちょっと的外れかもしれませんけれども、農薬以外の人たちも一度呼んで議論のやり方を検討なさった方が、おもしろい成果が出るんじゃないかなと思うので。意見です。

- ○山本分科会長 ありがとうございます。
- ○上路臨時委員 いいですか。同じようにリスクコミュニケーションのことについてですけれども、これは非常に難しい問題であるということは事実でございます。

学術会議の方で、レギュラトリーサイエンスはいかにあるべきかという検討をしています。今、報告書の最終的なまとめをやっている最中なんですけれども、その中でも食品の安全性に関してのリスクコミュニケーションはどうすべきかと、今までみたいにたくさんの人が集まって、上から説明をしたりするというのはリスクコミュニケーションじゃないだろうと。やはり、いい、悪いもきちんと全部出して、そして、同じ目線でそこに参加している人たちがいろいろなことを言い合って、やっとリスクコミュニケーションじゃないかと。そうすると、すごく効率が悪いんですよね。今日の会議の出席者よりももっと少ない人数でやって、やっとリスクコミュニケーション。それでやったらこれはすごく時間がかかるし、どうするんだねということも言っています。

私も今までそういう形でリスコミをやったんですけれども、果たして本当にそれがいい

のか。農水省のもやったことがありますけれども、本当にそういうやり方が、今おっしゃられたようにいいのかどうか。もう少し、方法論を考えなくてはいけない。何がいいのかという判断のときに、リスクコミュニケーションはこれがいいんだという基準がないっていうのが私の考え方で、どうやるべきなのか、まだまだ暗中模索なのかなというふうに思います。

では、リスクコミュニケーションの相手は誰が良いのか。それは一般市民もいいのかも しれません。でも、やはり影響の一番大きいのはマスコミの方々と一緒にいろいろなこと を話し合って、情報やお互いの意見を交換するということ、まずそこから行くのが効果的 なのかななんていうことも話が出ています。

これからまだまだ大変な問題になっていくんじゃないかなということで、ぜひ御検討いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○山本分科会長 どうぞ。

○説明者(堀部) 手前みその話ばかり繰り返すのは余り好きではないのですが、1つは、 先ほどちょっと御紹介しました農薬登録制度に関する懇談会です。これはもしかしたら分 科会長からも御紹介いただいたほうがいいのかもしれませんが、小規模で関係者の皆様方、 農薬の団体の方もいらっしゃいますし、生産者の方もいらっしゃる、あるいは、分科会長 のように学術の分野の方もいらっしゃる、当然、消費者の代表の方もお入りいただくんで すが、確かに少し規模の小さい形で議論をさせていただいておりますが、あの場は、正直 申し上げまして激論を闘わせる場でございます。

本日の審議会も濶達に御意見いただいていますし、私としてはどきどきするスリリングな展開です。ただ、懇談会も、開催する段階では着地点すら見えないぐらいの激論を闘わせていただいていて、私たちとしてもそれが施策を運営する上で非常に重要な視点として取り上げられるものというふうに思っています。

規模、あるいは誰とやるということに関しては、その目的によっても異なると思いますし、どういうふうにやるのがいいのか。例えば、その施策を決めるときに説明会をやるというのも一つだろうとは思います。ただ、それだけではなくて、いろいろな形で意見交換をするというのも非常に重要なやり方だろうと思います。まだリスクコミュニケーション全体に関して成熟しているとは思えないので、これからもそういう議論の推移を見守りながら、それから懇談会の雲行きも見ながらということでやられればなと思っています。

合わせて、この審議会においても先生方からたくさん御意見をいただくことというのも、

私たちにとっても非常に励みにもなりますし、それから今後の方向性を考えていく上でも 非常に重要だと思っておりますので、引き続き御協力をいただければと思っております。

1つ余談ですが、厳しいリスクコミュニケーションの事例だけ御紹介をして。これは非常に、私、正直きつかったので、印象に残っているのですが、とあるところでなされた農薬に関するリスクコミュニケーションというものがございまして、その場で、フロアーから意見を受けつけたときに、「農薬使用全部やめちまえ」と叫ばれました。「農薬登録の制度なんか回しとる農水省はけしからん」と言って怒られまして、そのときに、私、実は擅上におりました。

私が何度その農薬に関してこういうふうに登録をやっていますとか、こういうふうになっていますと説明してもその方はずっと「農薬なんか要らないんだ。やめちまえ」と言って叫ばれたので、最後、私は、議事録に残すとまずいような発言をして、もう正直暴言を吐いたと思って後で悔やんだのですが、そういうふうな暴言を吐いて退席をしたところ、後でほかの方々から、ああいう非常に確固たる姿勢で農水省が臨んだのはよかったと。本人はめちゃくちゃ傷ついていたのですが、お褒めの言葉をいただいて、農水省の農薬の行政の担当者からああいう本音が聞けたのはすごくよかったと、これからも頑張ってくださいねというエールをいただいて、本人泣きながらではありますが、そういうケースもございました。いろいろな手法で考えていかなくてはいけないかなと思っています。ありがとうございます。

○山本分科会長 そうですね。リスクコミュニケーションは大変難しくて、行って話をするとかなりの、8割、9割の方は、そういうことだったのかということで御理解をいただく場合が多いんですけれど、今の堀部さんが言われたように、非常に信念を持って言われる方も中にはいらっしゃるということも把握しておかなきゃいけないと思うんです。

特に、先ほど上路委員からございましたように、いろいろな形の中で、特にマスメディアの関係の方々に対してもっといろいろなことを意見交換したいというようなこともございました。これは前回の分科会でも出た話だったと思います。そういう意味では、小島さんに、ぜひともそういう機会のときにみなさん方に出ていただけるようなサポートもしていただければなというふうに思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そういたしますと、少し早いですが、これで終わってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、これですべての議事を終わりました。あと、進行を事務局にお返ししたいと 思います。

〇農薬対策室長 本日は、長時間にわたる審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、農業資材審議会農薬分科会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後0時15分 閉会